

再チャレンジプログラム 第6回（平成26年商法）

弁護士 春田 尚純

第1 司法試験の商法の特徴

1 論証を固めておく

論点が多い。とにかく多い。そのため、論証パターンをきちんと固めておいて、条件反射的に書けるようにしておく。

また、論点をどうつなげるのかもとても重要。

2 質問に答える

商法だけではないが、1つの設問にいくつも指示がある場合には、その項目ごとに点数が振られている。採点者も、その順番で読む心の準備をして答案を読む。そうすると、その項目ごとにナンバリングすると、論点落ちがなくなる。採点者にいかにストレスなく読んでもらうか、この観点は実はとても重要。これは商法に限らず、どの科目もそう。例えば、

〔設問1〕

第1 Cの主張

まず、Cは、新株発行無効の訴えを提起し、無効を主張することが考えられる→出訴期間でOUT.
そこで、新株発行不存在の訴えを提起することが考えられる。

第2 Cの主張の当否

- 1 要件論証
- 2 あてはめ

第3 本件株式発行に係る法律関係

株式は無効+4000万円の返還？

〔設問2〕

第1 Hの立場

- 1 代表取締役の行為であること
- 2 354条類推
- 3 不実登記（908条2項）

第2 甲社の立場

- 1 1に対する選任手続を欠くこと
- 2 354条の悪意・重過失
- 3 悪意・重過失
- 4 代理権限濫用（93条但書類推）

第3 主張の当否

- 1 . . .
- 2 . . .

という具合である。

第2 今後の方針

今は難しいと思うが、これから勉強していくと、司法試験直前には、典型的な論点の論証は瞬時に出てくるようになる。そうすると、問題文を読みながら、次のようなことを考えられる。

Eはたくさん借入しているけど、決議していない。独断でやってるなあ…

→権限濫用の論点だな。93条類推だから善意無過失のあてはめが必要になりそう。

→ここの事情は無過失のあてはめに使えそう。★付けてあとで評価考えよう

などと考えながら読めるようになる。

皆さんはまだ2年生なので、いますぐにこれをするのは無理です。

お伝えしたいのは、こういうゴールをお示しすることで、これから1年間「司法試験ではこういう能力が要求されていたから、これに合わせられるようにしよう」と意識し続けてほしい、ということです。

以上